

社会福祉法人マロニエ会役員等の報酬等の基準に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人マロニエ会（以下「本会」という。）の定款の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等の範囲)

第2条 この規程において、役員等とは、本会の理事、監事、及び評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、毎年度ごとに予算総額を定め、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常務理事の報酬等については、本会の職員給与の支給を受けている者の場合は、本会職員給与規程に定める給与等のみを支給する。

(2) 前項以外の役員等の報酬等については、次のとおり支給する。

理事長	月額	20,000円	代表業務の交通費等諸費相当額
理事	日額	3,500円	理事会開催時
監事	日額	3,500円	理事会開催時、監事監査時
評議員	日額	3,500円	評議員会開催時

(3) 第2項の表中、日額の支給は所要の旅費交通費として取り扱うものとする。

(出張旅費の支給)

第4条 役員等が、本会の職務上必要な出張をしたときは、次のとおり旅費を支給する。

旅費	宿泊費	日当
実費	実費	2,000円

(2) 前項の出張旅費の算定方法に関しては、職員旅費規程により行う。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準とし、これを公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日施行の「役員及び評議員の報酬等に関する規程」は、廃止する。